

令和 6 年 1 月 1 1 日
日本原子力研究開発機構
新型転換炉原型炉ふげん

令和 5 年度 新型転換炉原型炉ふげん
原子力事業者防災業務計画 修正概要(案)

原子力事業者防災業務計画（以下、防災業務計画という）第 1 章第 5 節に基づき、防災業務計画を修正する。修正概要は以下のとおり。

1. 地域防災計画との整合

- ・避難時の簡易除染や緊急事態応急対策活動等で発生する汚染付着物・汚染水の処理については原子力事業者が実施する旨を明記する。【第 3 章 第 2 節 9.】

2. 原子力防災組織の見直し

- ・機構対策本部の組織に武力攻撃時等による災害発生時の指定公共機関としての対応体制を明確化するため、国等支援対策班を追加する。【別図 2-2-3】

3. 放射線測定設備測定レンジの誤記修正

- ・放射線測定設備（モニタリングポスト）のうち、電離箱の測定レンジの誤記を修正する。【別表 2-3-3】、【別図 2-3-10】

4. その他記載の適正化

- ① 他事業所の原子力事業者防災業務計画との整合を図り、ふげん原子力防災組織図から「班長」、「班員」の記載を削除する。【別図 2-1-1】
- ② 読替え表の反映（令和 5 年 10 月 5 日届出）【別図 2-2-9】
 - 国土交通省の組織名称の変更

以上

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 案	理 由
<p data-bbox="397 625 1012 768">新型転換炉原型炉ふげん 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="522 1346 884 1398"><u>令和4年12月</u></p> <p data-bbox="219 1612 1190 1755">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん</p>	<p data-bbox="1673 625 2288 768">新型転換炉原型炉ふげん 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1872 804 2101 856"><u>(修正案)</u></p> <p data-bbox="1822 1346 2131 1398"><u>令和●年●月</u></p> <p data-bbox="1495 1612 2466 1755">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん</p>	<p data-bbox="2623 1335 2783 1367">年月の変更</p>

現 行 (令和4年12月9日)

番号	年 月 日	内 容
19	令和3年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R S S 伝送時期の変更 ・ 他の原子力事業者等への支援要請の明確化 ・ 原子力防災要員職位等修正 ・ その他記載の適正化等
20	令和4年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正に伴う変更の反映 ・ E R S S 伝送に係る事項追加 ・ 原子力災害対策指針の改正に伴う表現の見直し ・ その他記載の適正化等
21	令和4年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読み替え表の反映 ・ E R S S 伝送データの別表追加 ・ その他記載の適正化等

目 次

第1章	総則	1
第1節	原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節	定義	1
第3節	原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節	原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節	原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章	原子力災害予防対策の実施	6
第1節	原子力防災体制等の整備	6
1.	体制の区分	6
2.	原子力防災組織、原子力防災要員等	6
3.	原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	7
第2節	原子力防災組織の運営方法	8
1.	体制の発令及び解除の方法	8
2.	権限の行使	10
3.	要員の非常招集の方法	10
4.	通報連絡先の一覧表の整備	11
第3節	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	11
1.	周辺監視区域境界付近の放射線測定設備の設置、検査	11

修 正 案

番号	年 月 日	内 容
19	令和3年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R S S 伝送時期の変更 ・ 他の原子力事業者等への支援要請の明確化 ・ 原子力防災要員職位等修正 ・ その他記載の適正化等
20	令和4年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織改正に伴う変更の反映 ・ E R S S 伝送に係る事項追加 ・ 原子力災害対策指針の改正に伴う表現の見直し ・ その他記載の適正化等
21	令和4年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読み替え表の反映 ・ E R S S 伝送データの別表追加 ・ その他記載の適正化等
<u>22</u>	<u>令和●年●月●日</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>滋賀県地域防災計画との整合</u> ・ <u>原子力防災組織の見直し</u> ・ <u>読み替え表の反映</u> ・ <u>その他記載の適正化等</u>

目 次

第1章	総則	1
第1節	原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節	定義	1
第3節	原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節	原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節	原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章	原子力災害予防対策の実施	6
第1節	原子力防災体制等の整備	6
1.	体制の区分	6
2.	原子力防災組織、原子力防災要員等	6
3.	原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	7
第2節	原子力防災組織の運営方法	8
1.	体制の発令及び解除の方法	8
2.	権限の行使	10
3.	要員の非常招集の方法	10
4.	通報連絡先の一覧表の整備	11
第3節	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	11
1.	周辺監視区域境界付近の放射線測定設備の設置、検査	11

修正履歴の追加

現 行（令和4年12月9日）	修 正 案	理 由
<ul style="list-style-type: none"> 1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等……………19 2. 施設の立上げ……………19 3. 通報の実施……………19 4. 情報の収集と報告……………20 5. 通話制限……………20 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動……………21 7. 他の原子力事業者等への支援の要請……………21 第2節 応急措置の実施……………21 <ul style="list-style-type: none"> 1. 応急措置の実施及び概要の報告……………21 2. 退避誘導及びふげん構内入域制限……………21 3. 放出放射エネルギーの推定……………22 4. 消火活動……………22 5. 原子力災害医療……………22 6. 二次災害防止に関する措置……………23 7. 汚染拡大の防止及び防護措置……………23 8. 線量評価……………23 9. 要員の派遣、資機材の貸与……………23 10. 広報活動……………23 11. 応急復旧……………24 12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置……………24 13. 被災者相談窓口の設置……………24 14. 運搬に係る応急措置……………25 第3節 緊急事態応急対策……………25 <ul style="list-style-type: none"> 1. 原子力緊急事態の通報……………25 2. 応急措置の継続実施……………25 3. 要員の派遣、資機材の貸与……………25 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 警戒体制及び原子力防災体制の発令等……………19 2. 施設の立上げ……………19 3. 通報の実施……………19 4. 情報の収集と報告……………20 5. 通話制限……………20 6. 原子力事業所災害対策支援拠点の活動……………21 7. 他の原子力事業者等への支援の要請……………21 第2節 応急措置の実施……………21 <ul style="list-style-type: none"> 1. 応急措置の実施及び概要の報告……………21 2. 退避誘導及びふげん構内入域制限……………21 3. 放出放射エネルギーの推定……………22 4. 消火活動……………22 5. 原子力災害医療……………22 6. 二次災害防止に関する措置……………23 7. 汚染拡大の防止及び防護措置……………23 8. 線量評価……………23 9. 要員の派遣、資機材の貸与及び<u>その他必要な措置</u>……………23 10. 広報活動……………23 11. 応急復旧……………24 12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置……………24 13. 被災者相談窓口の設置……………24 14. 運搬に係る応急措置……………25 第3節 緊急事態応急対策……………25 <ul style="list-style-type: none"> 1. 原子力緊急事態の通報……………25 2. 応急措置の継続実施……………25 3. 要員の派遣、資機材の貸与……………25 	<p>地域防災計画との 整合</p>
<ul style="list-style-type: none"> 第4章 原子力災害事後対策の実施……………27 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 原子力災害事後対策の計画等……………27 <ul style="list-style-type: none"> 1. 原子力災害事後対策の計画……………27 2. 原子炉施設の復旧対策の実施……………27 3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除等……………27 4. 原因究明及び再発防止対策……………28 5. 汚染の除去……………28 6. 被災者への生活再建等の支援……………28 第2節 要員の派遣、資機材の貸与……………28 第5章 その他……………29 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 福井県内の他原子力事業所への協力……………29 第2節 福井県外の原子力事業所等への協力……………29 	<ul style="list-style-type: none"> 第4章 原子力災害事後対策の実施……………27 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 原子力災害事後対策の計画等……………27 <ul style="list-style-type: none"> 1. 原子力災害事後対策の計画……………27 2. 原子炉施設の復旧対策の実施……………27 3. 原子力防災体制及び警戒体制の解除等……………27 4. 原因究明及び再発防止対策……………28 5. 汚染の除去……………28 6. 被災者への生活再建等の支援……………28 第2節 要員の派遣、資機材の貸与……………28 第5章 その他……………29 <ul style="list-style-type: none"> 第1節 福井県内の他原子力事業所への協力……………29 第2節 福井県外の原子力事業所等への協力……………29 	

現 行（令和4年12月9日）	修 正 案	理 由
<p>動を行うふげん現地対策本部の要員の線量評価を行う。</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与 ふげん現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するふげん構外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表3-2-29に定める要員の派遣、資機材の貸与その他ふげん内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。</p> <p>10. 広報活動 (1) ふげん現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から取材要請を受けた場合、又は当機構から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合は、敦賀対策本部長にその状況に応じて対応を依頼する。 依頼を受けた敦賀対策本部長は、災害の状況等を考慮したうえで、公表場所を記者発表に適切な任意の場所に設定する。 (2) ふげん現地対策本部対外対応班長は、公表する情報を別図3-2-14に定める連絡経路により連絡し、敦賀対策本部広報班長は公表する内容を取りまとめ、(1)の場所で記者発表を行う。なお、ふげん現地対策本部対外対応班長は、別図2-2-8（警戒体制時にあっては別図2-2-5）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。 (3) ふげん現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、敦賀対策本部長の協力を得て原子力防災センター内の活動に必要な要員を派遣し、ふげんの状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、原子力防災センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。 (4) 敦賀対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。</p> <p>11. 応急復旧 (1) ふげん現地対策本部施設班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、ふげん設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。 (2) ふげん現地対策本部長は、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、十分な連絡調整を実施する。 (3) 敦賀対策本部長は、ふげん設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努め、応急復旧計画作成の支援を実施するとともに、必要な資機材の確保、応急復旧要員の派遣等を行う。</p>	<p>動を行うふげん現地対策本部の要員の線量評価を行う。</p> <p>9. 要員の派遣、資機材の貸与及びその他必要な措置 ふげん現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するふげん構外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表3-2-29に定める要員の派遣、資機材の貸与その他ふげん内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置※を講じる。 ※：必要な措置には、避難退域時検査及び簡易除染で発生する汚染付着物・汚染水の処理を含む。</p> <p>10. 広報活動 (1) ふげん現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関から取材要請を受けた場合、又は当機構から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合は、敦賀対策本部長にその状況に応じて対応を依頼する。 依頼を受けた敦賀対策本部長は、災害の状況等を考慮したうえで、公表場所を記者発表に適切な任意の場所に設定する。 (2) ふげん現地対策本部対外対応班長は、公表する情報を別図3-2-14に定める連絡経路により連絡し、敦賀対策本部広報班長は公表する内容を取りまとめ、(1)の場所で記者発表を行う。なお、ふげん現地対策本部対外対応班長は、別図2-2-8（警戒体制時にあっては別図2-2-5）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。 (3) ふげん現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、敦賀対策本部長の協力を得て原子力防災センター内の活動に必要な要員を派遣し、ふげんの状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、原子力防災センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。 (4) 敦賀対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。</p> <p>11. 応急復旧 (1) ふげん現地対策本部施設班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡視点検の実施により、ふげん設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。 (2) ふげん現地対策本部長は、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、十分な連絡調整を実施する。 (3) 敦賀対策本部長は、ふげん設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努め、応急復旧計画作成の支援を実施するとともに、必要な資機材の確保、応急復旧要員の派遣等を行う。</p>	<p>地域防災計画との整合</p> <p>地域防災計画との整合（避難退域時検査及び簡易除染で発生する汚染付着物・汚染水の処理を原子力事業者が実施する旨を明記）</p>

現 行 (令和 4 年 12 月 9 日)	修 正 案	理 由
<p data-bbox="332 640 1056 783"> 新型転換炉原型炉ふげん 原子力事業者防災業務計画別冊 </p> <p data-bbox="513 1446 875 1501"> <u>令和 4 年 1 2 月</u> </p> <p data-bbox="210 1717 1184 1860"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん </p>	<p data-bbox="1590 640 2312 871"> 新型転換炉原型炉ふげん 原子力事業者防災業務計画別冊 <u>(修正案)</u> </p> <p data-bbox="1792 1446 2101 1501"> <u>令和●年●月</u> </p> <p data-bbox="1466 1717 2439 1860"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん </p>	<p data-bbox="2591 1461 2748 1495"> 年月の変更 </p>

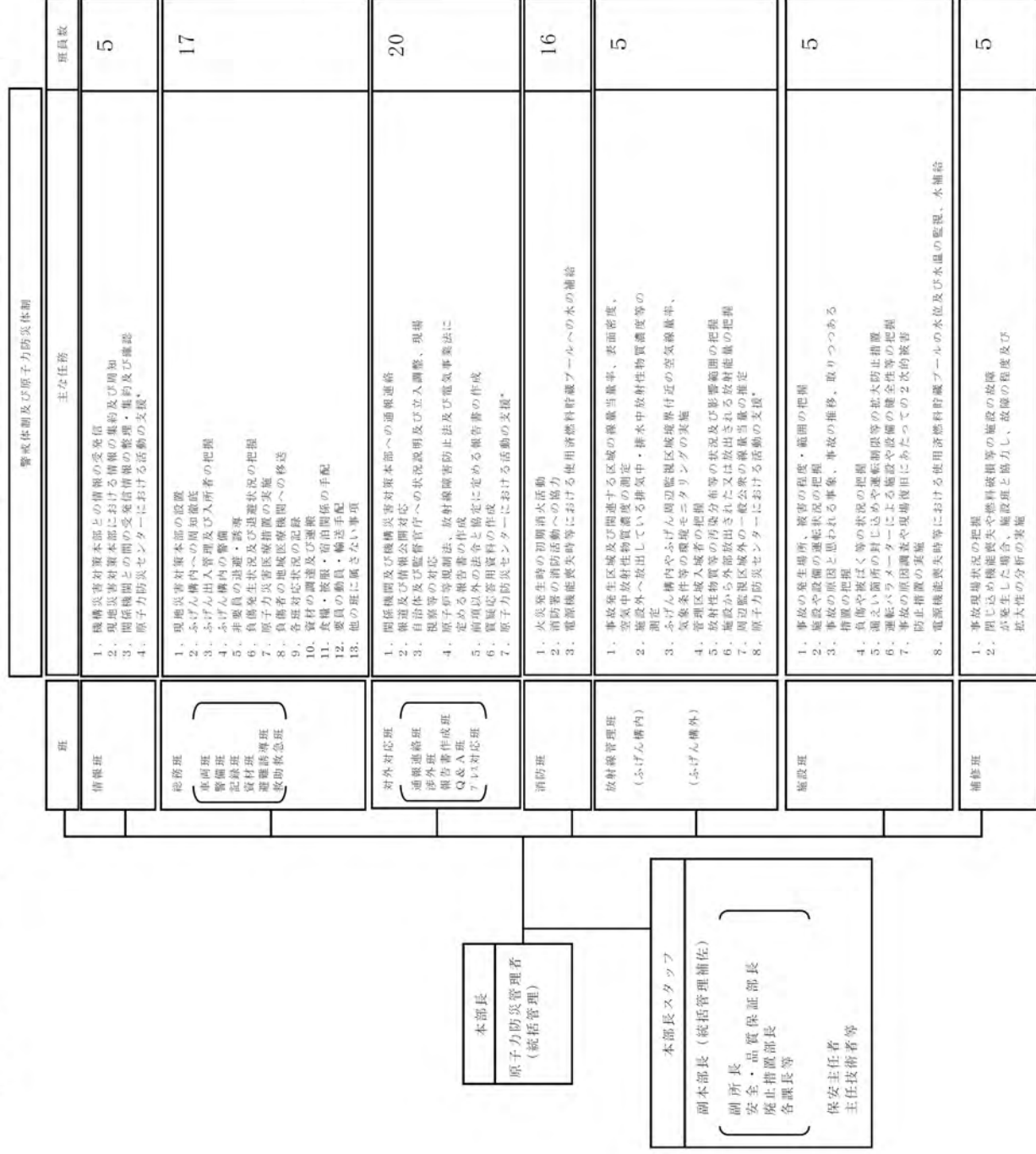
現 行 (令和 4 年 12 月 9 日)			修 正 案			理 由
別表 2-3-3 ふげん敷地周辺の放射線測定設備の種類			別表 2-3-3 ふげん敷地周辺の放射線測定設備の種類			誤記修正
名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ	名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ	
モニタリングポスト※(EL140m)	空間線量率	N a I (10~10 ⁵ nGy/h)、電離箱(10~10 ⁸ nGy/h)	モニタリングポスト※(EL140m)	空間線量率	N a I (10~10 ⁵ nGy/h)、電離箱(10~10 ⁸ nGy/h)	
モニタリングポスト 2※(EL70m)	空間線量率	N a I (10~10 ⁵ nGy/h)、電離箱(10⁴~10⁸nGy/h)	モニタリングポスト 2※(EL70m)	空間線量率	N a I (10~10 ⁵ nGy/h)、電離箱(10~10⁸nGy/h)	
※：原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備			※：原災法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備			

別図2-1-1 ふげん原子力防災組織（ふげん現地对策本部の組織）



現 行 (令和4年12月9日)

別図2-1-1-1 ふげん原子力防災組織（ふげん現地对策本部の組織）

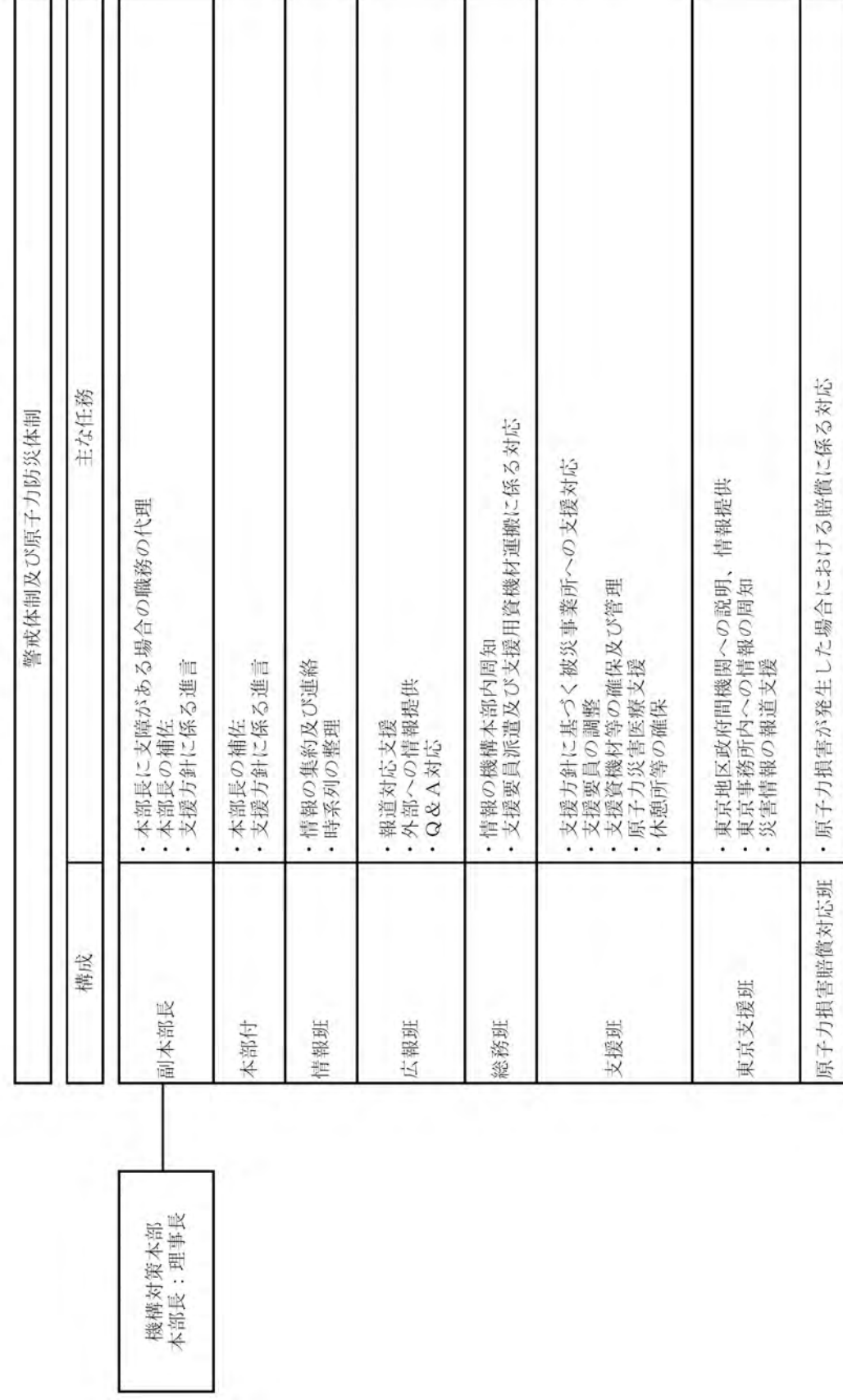


修 正 案

理 由

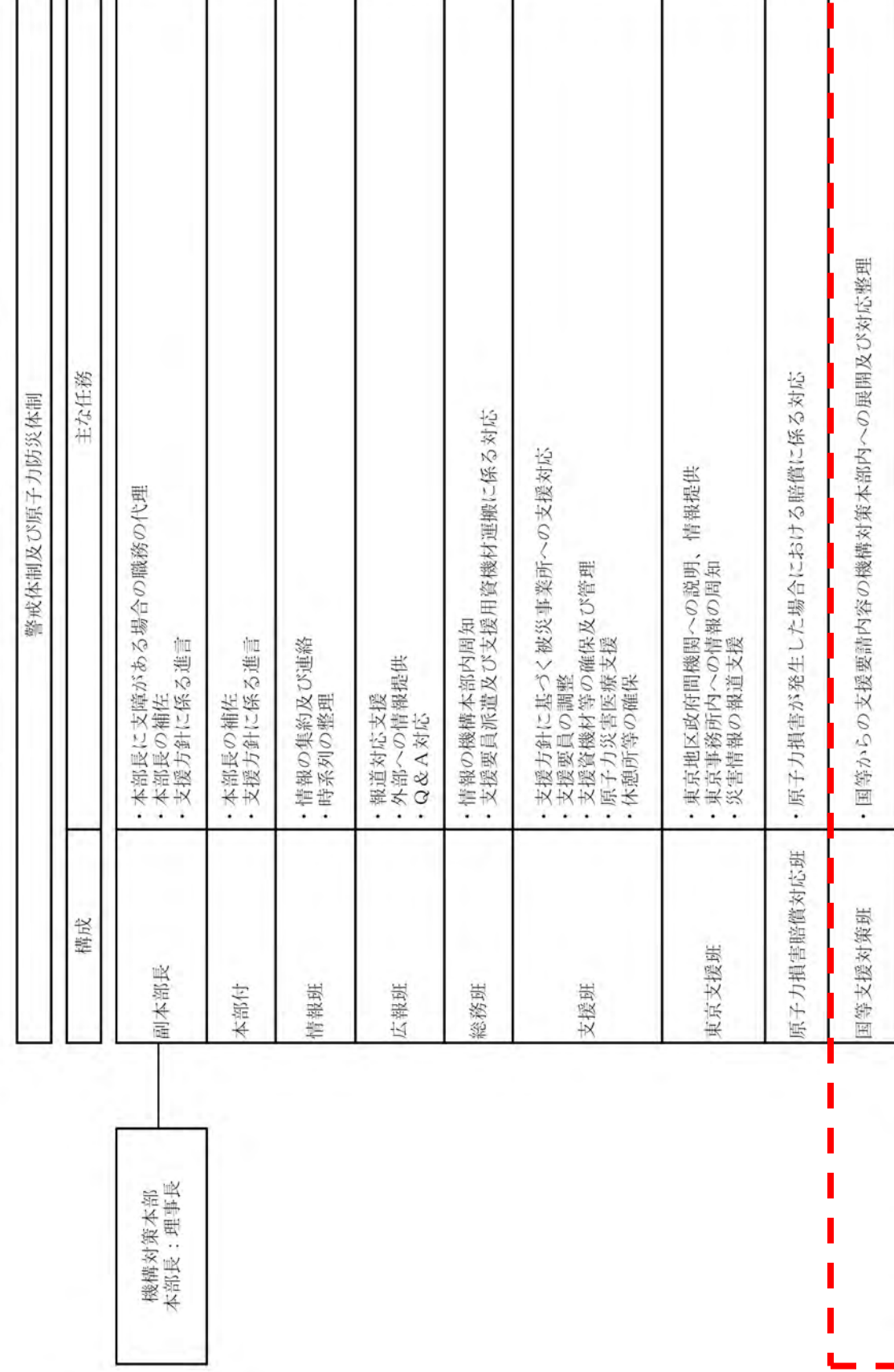
記載の適正化
 部分削除
 (もんじゅ、電力会社との整合)

別図2-2-3 機構対策本部の組織



現 行 (令和4年12月9日)

別図2-2-3 機構対策本部の組織



修 正 案

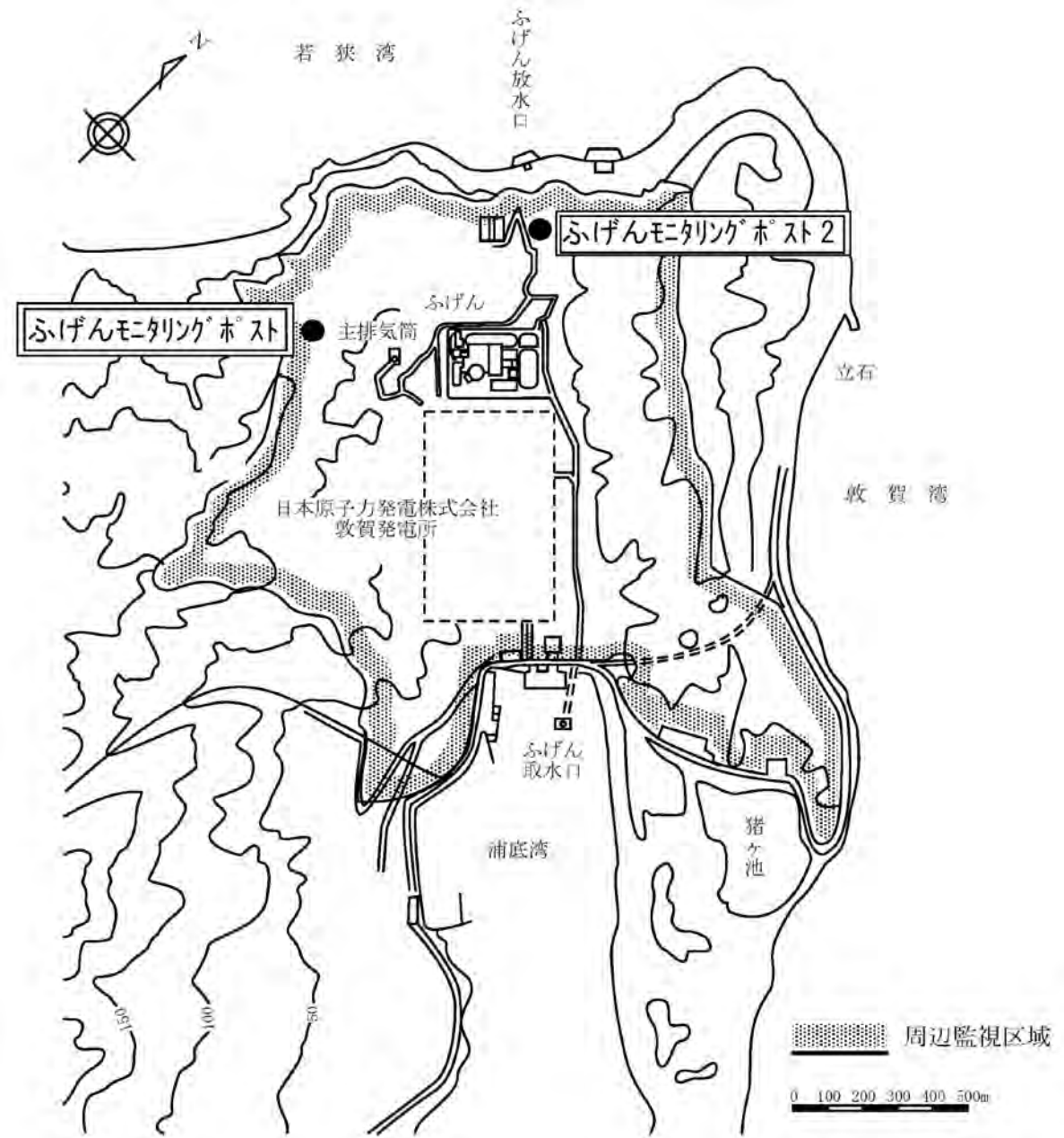
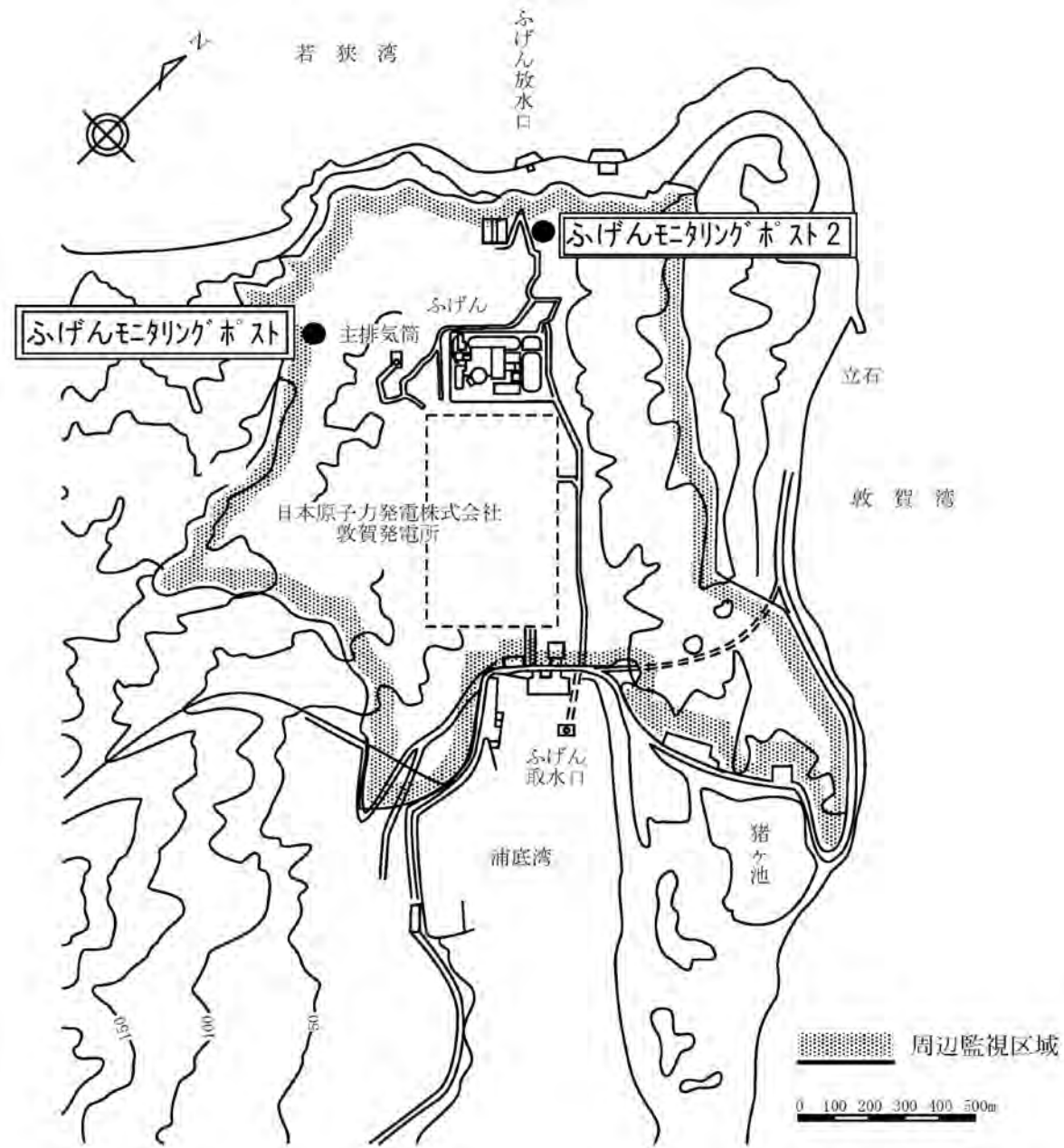
※警戒体制時は、発生した事象に応じ機構対策本部長がこの組織から必要要員をその都度指名する。

原子力防災組織の見直し（武力攻撃時等による災害発生時の指定公共機関としての対応体制の明確化）

現 行 (令和4年12月9日)	修 正 案	理 由
<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>ふげん原子力防災管理者 (ふげん現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) (原子力運転検査官) (上席放射線防災専門官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 自動車局車両基準・国際課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官(原子力防 災担当)付参事官(総括担当)付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対 策協議会(総括班、プラントチーム)</p> <p>事故発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事故発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部(内閣府内)</p> <p> : 原災法第10条第1項(又は原災法第25条第2項)に基づく通報(報告)先 : 設置されている場合に連絡 → : 電話 - - - - -> : FAX </p>	<p>別図2-2-9 事業所外運搬における原子力防災体制発令時等の通報(報告)経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>ふげん原子力防災管理者 (ふげん現地対策本部長)</p> <p>事象発生場所を管轄する 都道府県知事</p> <p>事象発生場所を管轄する 市町村長</p> <p>事象発生場所を管轄する 警察本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 消防本部</p> <p>事象発生場所を管轄する 海上保安部</p> <p>敦賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) (原子力運転検査官) (上席放射線防災専門官)</p> <p>経済産業省中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 総務課</p> <p>原子力規制庁 緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣) ①事象発生場所が海上の場合 海事局検査測度課 ②事象発生場所が陸上の場合 物流・自動車局車両基準・国際課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官(原子力防 災担当)付参事官(総括担当)付</p> <p>原子力防災センター 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対 策協議会(総括班、プラントチーム)</p> <p>事故発生場所を管轄する市町村 災害対策本部</p> <p>事故発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部</p> <p>関係省庁事故連絡会議 又は原子力災害対策本部(内閣府内)</p> <p> : 原災法第10条第1項(又は原災法第25条第2項)に基づく通報(報告)先 : 設置されている場合に連絡 → : 電話 - - - - -> : FAX </p>	<p>記載の適正化(国土交通省の組織名称の変更)(令和5年10月5日提出の読替え表の反映)</p>

別図2-3-10 ふげん周辺監視区域境界付近の放射線測定設備

別図2-3-10 ふげん周辺監視区域境界付近の放射線測定設備



名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト (EL140m)	空間線量率	NaI (10~10 ⁵ nGy/h)、電離箱 (10~10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト2 (EL70m)	空間線量率	NaI (10~10 ⁵ nGy/h)、電離箱 (10 ⁴ ~10 ⁸ nGy/h)

名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト (EL140m)	空間線量率	NaI (10~10 ⁵ nGy/h)、電離箱 (10~10 ⁸ nGy/h)
モニタリングポスト2 (EL70m)	空間線量率	NaI (10~10 ⁵ nGy/h)、電離箱 (10~10 ⁸ nGy/h)

☐ : 原災法第11条第1項に基づく通報対象となる放射線測定設備

☐ : 原災法第11条第1項に基づく通報対象となる放射線測定設備

誤記修正